平成30・31年度(令和元年度)

小規模修繕契約希望者登録

申請書提出要項

平成30年2月改令和元年5月

美郷町総務課管財班

平成30・31年度(令和元年度)小規模修繕契約希望者登録を申請される方へ

1 目 的

美郷町が発注する小規模な修繕について、町の入札参加資格者名簿(指名願)への登録が困難な、町内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図るものです。

2 対象となる契約

小規模な修繕契約の対象は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易なものであると認められるものであって、金額が原則として50万円未満のものです。

修繕の種類

- ①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生
- ⑤装飾業、敷物 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事
- ⑩給排水衛生設備工事 ⑪鋼構造物工事 ⑫タイルエ ⑬造園管理 ⑭シャッター工事
- 15自動車板金 16その他修繕

3 登録できる事業者

- (1) 町内に主たる事業所を有する者
- (2) 町内に住所を有する者

(上記それぞれ建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。)

4 登録できない事業者

- (1) 町内に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 美郷町入札参加資格者名簿に登録されている者(指名願いを出された者)
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格等を有しないもの
- (5) 公共発注の相手方として不適当と認められる者
- (6) 町税や公共料金を滞納している者

5 登録者の取り扱い

審査の結果、認定された事業者を美郷町小規模修繕契約登録名簿に登載し、庁内に周知します。登載された事業者は美郷町が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となりえますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

6 契約保証金

登録名簿に記載された事業者と小規模修繕契約を締結する場合は、契約保証金を免除します。

7 提出書類

(1) 小規模修繕契約希望者登録申請書

- ◎申請書は美郷町役場1階総務課管財班で配布しております。 また、美郷町ホームページ (http://www.town.misato.akita.jp/) からも ダウンロードできます。
- (2) (法人の方)・・・①商業登記簿謄本(3カ月以内)
 - ②町税の納税証明書(直前1年分)
 - · 法人町民税、固定資産税、軽自動車税

(個人の方)・・・①住民票(3カ月以内)

- ②町税の納税証明書(平成30年度分)
 - 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
- (3) (共通)・・・・・①希望する業種を履行するために必要な資格等の写し (資格証等紛失された場合は、許可団体へお問合せください) ②町税等未納有無調査承諾書

8 受付期間及び受付時間

平成30年2月9日から平成30年3月9日まで(土曜、日曜及び祝日は除く。) いずれの日も午前8時30分から午後5時15分までです。

9 受付場所

美郷町役場 1階 総務課管財班

10 登録の有効期間

平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

※<u>今回登録分より、有効期間は2年となります。</u>平成29年度登録事業者も新たに登録申請が必要です。

問い合わせ先 美郷町役場総務課管財班 Tm 0 1 8 7 - 8 4 - 1 1 1 1 (内線1213・1219)